令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の名称

令和6年度「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」

2 事業の目的

本市では、「若者が活躍するまちづくり」に関する取り組みをさらに推し進めていくために、令和4年度に「仙台市若者のまちづくり活動に関する意識調査」^{※1}を実施し、結果として、「情報の届け方」が若者^{※2}をまちづくり活動へと後押しするポイントの1つであることが判明した。

若者をまちづくりへと巻き込むためには、若者本人が「楽しそう」と感じる情報を若者に届けることが重要と捉え、本事業では、「若者の、若者による、若者のための情報を届ける」ため、仙台の若者の嗜好や文化に合わせたコンテンツを発信する既存のWebページやSNS等を媒体として、若者が主体となって同世代をターゲットにした情報の発信に取り組む。また、発信する情報は、若者が本市の施策や若者団体の活動等を取材して得られた「気づき」や「楽しさ」などを取り上げ、若者の瑞々しい感性、目線や言葉で、主に同世代の若者をターゲットに発信することを通して、若者とまちをつなぎ、若者とまちづくり活動への距離感を縮めることで、若者の活躍をさらに推進させること、ひいては仙台に対する愛着が醸成されることを目的とする。

※1「仙台市若者のまちづくり活動に関する意識調査」の結果については下記を参照のこと。

https://www.city.sendai.jp/kyodosuishin/kurashi/manabu/npo/shimin/oshirase/r4chosa.html

※2「若者」とは、概ね18歳から39歳までを指すものとする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日(金)まで

4 業務内容

別紙「若者目線によるまちづくり情報の発信事業」業務委託仕様書のとおり

5 提案上限額

1,595,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。

6 募集スケジュール

令和6年4月25日(木) 公募開始

令和6年5月10日(金) 質問票の提出期限

令和6年5月17日(金) 参加表明書の提出期限

令和6年5月23日(木)企画提案書の提出期限令和6年5月31日(金)(予定)プレゼンテーション審査令和6年6月5日(水)(予定)結果通知令和6年6月上旬(予定)契約締結・事業開始

7 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有するものであること。
- (2) 仙台市内に本店、支店または事業所を有すること。
- (3) 事業実施にあたり、必要な人員体制が整っていることまたは人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる 要件に該当するものでないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人でないこと。
- (7)受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人でない こと
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てを受けている法人でないこと。

8 契約条件

(1) 契約形態

業務委託契約

(2)契約期間

契約締結日から令和6年11月29日(金)までとする。

(3)委託料の支払条件

業務完了検査後、完了払いとする。ただし、受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、分割して委託料の請求ができるものとする。

- (4) その他
 - ① 契約額は、企画提案者が提出する見積書の額を基本に、必要に応じて提案内容等を発注者と協議した上で決定する。なお、委託料は、提案事業の遂行に必要な経費とし、業務内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
 - ② 協議が整った後に、改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

9 応募にあたっての質問及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月10日(金)17時まで
- (2) 受付方法 質問事項等を質問票(様式第1号)に記入の上、電子メールで提出する。 なお、電子メールのタイトルには「令和6年度若者目線によるまちづく り情報の発信事業業務に関する質問」と記載すること。
- (3)提出 先 仙台市市民局市民協働推進課連携推進係 電子メール: sim004100@city.sendai.jp
- (4)回 答 全回答は質問の内容を含め、5月14日(火)までに、全ての参加予定 者に対し質問票に記載されたメールアドレスあてに回答する。また、全 質問とその回答を仙台市ホームページに掲載する。

10 参加表明書の提出

(1)提出期限

令和6年5月17日(金)17時まで

- (2)提出書類
 - ① 参加表明書(様式第2号)
 - ② 事業者概要説明書(様式第3号)
 - ③ 役員名簿(様式第4号)

※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。

- ④ 応募資格基準を満たす旨の誓約書(様式第5号)
- ⑤ 仙台市税の納税証明書
 - ※仙台市外に本社または本店が属する場合は、本社または本店の属する市区町村が課する地方税の滞納がないことの証明も可とする
- ⑥ 法人税、消費税など国税の納税証明書
- ⑦ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等 ※仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は提出不要とする。
- (3)提出方法

持参もしくは郵送

11 企画提案書の提出

前項の参加表明を行ったものは、下記により必要書類を提出すること。

(1)提出期限

令和6年5月23日(木)17時まで

(2)提出方法

持参もしくは郵送

- (3)提出書類
 - ①企画提案書 8部

様式は任意とするが(4)に掲げる構成に従い、A4版構、片面印刷、表紙を除

き 15 ページ以内、文字のサイズは 11 ポイント以上とし、必要に応じて図・フロー 図などを用いるなどして、わかりやすく記載すること。

②経費見積書 8部

業務内容別に区分し、さらに実施する取り組みごとに金額を記載すること。

(4) 企画提案書の構成について

以下の①~⑥に示す構成とすること。

- ① 表紙
- ② 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理について記載すること

- ③ 実施体制及び過去の実績
 - i) 実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制について記載すること。

ii) 過去の実績

既に学生チームとWe bページやSNS等の媒体での情報発信を行っている場合には、その実績について記載するとともに、提案時点の体制 (大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生の種別や人数の構成等) について記載すること。

④ WebページやSNS等の運用に係る実績

若者の嗜好や文化に合わせたWebページやSNS等で発信しているコンテンツやアクセス数等の運用実績について記載すること

⑤ 全体計画

以下の点に留意の上、事業の全体計画について記載すること。

- i)業務全体の流れ(フロー図等を用いて説明) 記事として取り上げる内容の選定から決定、取材、記事の投稿までの流れに ついて具体的に記載すること。
- ii)業務実施のスケジュール
- iii) 想定される投稿回数

投稿回数は、1か月に1回以上を計3か月程度の期間とするが、提案金額内で想定される投稿回数について記載すること。

- iv) 効果の解析手法
- v) その他、業務の実施に関して必要な事項
- ⑥ 独自提案

業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるとき は積極的に提案してください。

(5)提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 上記7に示す応募資格要件を満たさない者または委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案

- ③ 上記5に示す提案上限額を超える提案
- ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) その他

- ① 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類等は返却しない。
- ③ 提出書類提出後の差替え及び再提出は不可とする。
- ④ 提出書類は、提案者を選定する用途以外には提案者に無断で使用しないものとする。

12 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1-23 アーバンネット勾当台ビル 2 階(二日町第四 仮庁舎)

仙台市市民局市民協働推進課連携推進係 担当:佐藤 伸朗(TEL:022-214-8002)

13 委託候補者の選定について

以下により委託候補者を1者選定する。

(1) 審查方法

提案書等の提出書類をもとに以下の審査基準による書類審査及び対面による プレゼンテーション審査を行い、提案内容を総合的に審査する。

(2) プレゼンテーション審査日時

令和6年5月31日(金)午後(予定)

プレゼンテーションの時間等は決定次第電子メールで通知する。

(3)審査基準

以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

- ①業務目的との合致(配点15点)
 - ・本事業の目的を十分に踏まえた提案がなされているか。
- ②提案事業の実施体制及び実績(配点 15点)
 - ・本事業を実施するための実施体制や過去の実績が具体的に示されているか。
- ③WebページやSNS等の運用に係る実績(配点 15点)
 - ・若者の嗜好や文化に合わせたコンテンツを発信するWebページやSNS等において情報が発信されているか。
- ④提案内容(配点25点)
 - ・若者が主体的に取り組み、若者目線で取材活動や記事を作成及び投稿ができる 提案となっているか。
 - ・投稿や投稿による効果の解析手法が具体的かつ効果的か。
- ⑤独自提案(配点10点)
 - ・内容が具体的かつ効果的か。
- ⑥事業実施の確実性(配点10点)
 - ・提案内容が具体的かつ実現可能性があるか。

⑦見積額の妥当性及び経済性(配点 10 点)

・提案内容と見積書の整合性が取れており、合理的かつ妥当な積算となっているか。

(4)通知

審査結果については、全提案者に対してメールで通知する。次点者にはその旨を通知する。

(5)次点者の取り扱い

委託候補者決定後、委託候補者の都合により辞退があった場合、次点の者を繰り上げて委託候補者とする。